

奄美大島龍郷町の集落と石敢當

高橋誠一・松井幸一

Settlements and *Ishigantou* (talismanic Stone) in Tatsugou Town of Amami Oshima

TAKAHASHI Seiichi・MATSUI Kouichi

Ishigantou are talismanic stone tablets believed to ward off evil spirits and set at T-intersections and other similar areas. *Ishigantou* are a representation of the traditional geographical thought, transmitted from China to Ryukyu. In Ryukyu, notably in Okinawa Prefecture, *ishigantou* stone tablets have been installed throughout cities and villages, serving as very familiar landscape elements. The author conducted field surveys in Tatsugou Town, located on the northern Amami Oshima Island (which was once was a part of Ryukyu), in Kagoshima Prefecture, to investigate the places and periods in which these talismanic stone tablets were placed, as well as their shapes and inscriptions. Research results indicate that *ishigantou* were introduced from China to the Kingdom of Ryukyu and then spread to various parts of Japan, and that *ishigantou* in the Amami region also have unique characteristics. Diverse types of *ishigantou* exist, varying widely according to the period and region.

As exemplified by *ishigantou*, which are a representation of traditional geographical thought, cultural phenomena must be understood as being of a multi-directional and intricate nature. It can also be recognized that the original characteristics of culture may be changed through the process of cultural interaction, thus assuming new aspects.

キーワード：石敢當，琉球，奄美諸島，奄美大島龍郷町，伝統的地理思想

一 石敢當に関する既往研究と奄美諸島

(1) 石敢當に関する既往研究

中国から伝来し、琉球以外の日本の各地にまで伝播していった石敢當に関する研究は、これまでも数多く蓄積されている¹⁾。なかでも特に重要視すべきは、小玉正任氏と久永元利氏による研究であろう。

1) たとえば窪 徳忠氏の一連の研究などがある。氏の研究については本稿の四章で紹介したい。

すなわち、小玉正任氏による研究成果²⁾や、久永元利氏の報告書³⁾は、石敢當を正面から取り上げ、しかも悉皆的な調査を踏まえて論じておられるものとして、きわめて重要な業績であると評価できる。なお筆者らも、沖縄県内における石敢當に関しては、那覇市首里地区において2004年に実態を調査して、その結果をすでに報告している。また那覇市壺屋地区に関しては、高橋による現地調査結果を報告済みであるし、松井は、高橋の報告を引き継いで、同地区の集落の形成や空間構造などに関する研究を推進しつつある⁴⁾。

さらに本稿で調査対象とした地域については、久永氏の詳細な現地調査報告があり、奄美諸島全域で642基もの石敢當の存在が報告されている。もっとも、久永氏の報告書は悉皆的な現地調査に裏付けられたものではあるが、奄美諸島においても、石敢當の数は年々変化しつつある。本稿で調査した龍郷町においても久永氏の調査以降に新設されたものが相当数見られる。またそれとは反対に道路工事などによって取り払われてしまったものも数多い。とはいえ、奄美諸島全域を詳細に調査した久永氏の報告は他に類を見ないもので、高橋もその貴重な報告に依拠しながら、奄美諸島の石敢當を検討した。その結果の一部はすでに報告済みであるが、以下、その概要を記しておきたい⁵⁾。

(2) 奄美諸島における石敢當

与論島の石敢當 久永氏の報告によれば、与論島では、大字麦屋8基、朝戸1基の石敢當が確認されている。これらの9基は、ともに、与論城に近接した地区に集中しており、茶花・那間・古里・立長など他の大字には、石敢當は存在しないとされている。したがって6大字のうちの2大字に石敢當があることになるが、これはあくまでも久永氏の調査による数値で、筆者の調査によるとかつては茶花集落の中にも石敢當が設置されていたとの聞き取り調査結果を得た。

しかし、与論島における石敢當の分布が与論城に近接した場所に集中していることは注目してよい。この地区は、琉球における古い集落形態を色濃く残している地区でもあり、その設置は明治以降であるとは言いながら、沖縄と共通する「ヒンプン」を設けた屋敷も存在しているし、「シニグ」と呼ばれる古

2) 小玉正任『石敢當』、琉球新報社、1999年6月、1-342頁。小玉正任『民俗信仰 日本の石敢當』、慶友社、2004年12月、1-473頁。

3) 久永元利『石敢當探訪 第一集 喜界町編』、雪屋書房、1989年11月、1-84頁。久永元利『石敢當探訪 第二集』、雪屋書房、1991年7月、1-167頁。なお第一集は喜界町役場から、第二集については沖永良部郷土研究会会長の先田光演氏に提供いただいた。また2006年6月に、久永氏に直接面談し、種々のご教示をいただいた。ともに記して感謝の意を表したい。

4) 那覇市首里地区については、関西大学地理学教室『那覇市とその周辺の地理 関西大学地理学教室実習調査報告書(29) 2004年度』、関西大学文学部地理学教室、2005年3月、1-150頁。高橋誠一「琉球における石敢當——那覇市首里地区を事例として——」、千田稔編『アジアの時代の地理学——伝統と変革——』所収、古今書院、p.17-32。壺屋地区の石敢當に関しては、高橋誠一「那覇市壺屋地区における石敢當と集落形態」、関西大学アジア文化交流研究センター『アジア文化交流研究』第3号、2008年3月、p.7-23。

5) 高橋誠一「石敢當と文化交渉——奄美諸島を中心として——」、関西大学アジア文化交渉学教育研究拠点『東アジア文化交渉研究』創刊号、2008年3月、p.159-177。

くからの伝統に支えられた収穫祭の本拠として重要視されてもいる⁶⁾。また城集落に設置されている一つの石敢當に刻まれた「石敢當」の字体が、沖永良部島の石敢當の一例と酷似していることなども注目される⁷⁾。ただし、城集落の8基のうち、4基が一軒の屋敷に集中（道路から屋敷敷地に入る箇所に対面する2基と屋敷敷地内の付属道の角の1基、さらに家屋に通じる屈曲点に1基）しており⁸⁾、沖縄県内に見られるような集落内の道路の突き当たりというような通例とは異なる箇所も認められる。また、与論島の石敢當に関して特筆すべき点として、沖縄島などで一般的に見られる新しい表札型のものが見られないことをあげるべきであろう。他の奄美諸島では表札型の新しい石敢當が数多く見られるが、与論島では近年のいわば流行による新石敢當の設置という現象が認められない。また郷土史に理解の深い人にさえ石敢當の所在や意味について意識していない傾向があることに注目すべきであろう。

沖永良部島の石敢當 久永氏の報告によれば、沖永良部島における石敢當は、和泊町に19基、知名町に9基がある。面積当りの石敢當の数から見れば、約3.4km²に一つの石敢當であって、与論島の2.3km²に一つと比べると希薄ということになるが、沖永良部島のほうが稠密に分布しているような印象を受ける。与論島の場合は一部地区に限定されているのに対して、沖永良部島では島内各所に石敢當が設置されていて、かつ多くの住民の意識下に入っているように思われるからである。国頭では屋敷の前の道路にあったものを、大切なものであるからとしてわざわざ屋敷地内部の庭に移設した例もあった。しかし、一方では、本来の設置場所としての知識は薄れてしまっている例も認められるし、分布においても若干の粗密があることも事実である。とりわけ、和泊や手々知名や瀬利覚と屋子母という沖永良部島の二つの主要港の近辺に多くの分布が認められることにも注目すべきであろう。さらに古い石敢當のほかにも新設例も多く見られるし、知名町資料館に展示されているなど、与論島に比べると、認識の程度は高いと言える。

徳之島の石敢當 徳之島における石敢當は、久永報告では101基が確認されている。いわゆる奄美諸島の南三島（与論島・沖永良部島・徳之島）のなかでは最も高密度に分布している。しかし同じ徳之島であるとはいっても、石敢當の密度にはかなりの差があって、徳之島町19基、天城町7基、伊仙町75基で、伊仙町における密度が極度に高い。しかも同じ町内においても、徳之島町では、井之川9、亀津4、亀徳3、徳和瀬1、母間2に設置されているのみで、14の大字のうちで5大字に限られている。また、天城町では、大津川2、西阿木名2、松原3のみで、11の大字のうちの3大字にしか設置されていない。これに対して伊仙町では、阿権4、阿三10、伊仙19、糸木名4、犬田布4、面縄24、木之香5、検福2、崎原3に設置されており、17大字のうち半数以上の9大字に石敢當が設置されている。

徳之島におけるこのような分布密度の差を、どのように説明すればよいのかという点に関して明確な解答を提示できるわけではない。ただし、海岸部に密度が高く、内陸部には希薄であること、海岸部のなかでも平地の広がる島の中東部と南西部に多く分布していることなどから、平地面積が広くて人口密度の高い地区ほど密度が高密度に設置されていることは指摘できるであろう。また徳之島町の亀津には

6) 高橋誠一・竹 盛窪『与論島 琉球の原風景が残る島』、ナカニシヤ出版、2005年4月、1-208頁。

7) 沖永良部島在住の先田光演氏の教示による。

8) 与論島における石敢當の現地調査は、与論町在住の竹 盛窪氏と竹 真弓氏とともに2005年に実施した。

代官所が置かれ、亀津に接した亀徳は徳之島におけるいわば表玄関たる港として機能してきた地区であり、極端に多くの石敢當が見られる伊仙町の面縄には鹿児島藩の米や砂糖の集荷倉庫があったと伝えられる蔵屋敷跡もあることなどから、平地に恵まれて生産力が高く、かつ島外からの文化を受容しやすかった地区に多数設置されているとしてよいと思われる。

与路島と請島の石敢當 両島における石敢當は、請島の池地に5基、請阿室に1基、与路島の与路に14基が久永報告にある。請島の場合は、石敢當の密度は他の島と極端に異なるわけではないが、与路島の場合は、奄美諸島の中では、喜界島に匹敵するほどの稠密さを示している。しかし、一集落しかないために、たとえば積極的な石敢當設置者が一人いるだけで集落中に見られるということも考えられるわけで、その本当の理由はわからない。

加計呂麻島の石敢當 久永報告によれば、加計呂麻島には合計42基の石敢當が確認されている。大字ごとに見ると、於斉11基、押角9基、花富1基、薩川2基、諸鈍13基、須子茂2基、渡連1基、俵3基で、これら8大字には石敢當が設置されているが、他の16大字には見られないというように偏在している。要するに、24の大字のうちで石敢當の設置されている大字はわずか3分の1でしかない。このうち、諸鈍は現在も第1級漁港を擁する島で最も中心的な大字であり、於斉は伊子茂湾の深奥にあって請島・与路島から役場所在地の大字古仁屋に至る中継港、押角は大島海峡に面するという好位置ゆえであろうか、この3大字に合計33基もの石敢當が集中していることに注目すべきであろう。

奄美大島の石敢當 本稿で調査対象とした奄美大島は、奄美諸島の主島であり、面積は約710km²で、最高峰の湯湾岳の標高は694m、全体に起伏に富み、北・西・南の海岸線はリアス式海岸で良港が多い。慶長14年の鹿児島藩の琉球侵攻以降、鹿児島藩の直轄地となり、藩政時代の末期にはサトウキビの強制栽培などの過酷な支配を受けた。すなわち近世における奄美大島では、新田開発に力が注がれて、正徳2年から元文3年の間には494町余の開拓もなされ、元禄年間には焼内間切横目嘉和知が大島代官の命によって沖縄に渡航し、製糖技術を習得し、奄美大島でも次第にサトウキビ栽培と製糖が拡大していった。これによって鹿児島藩の砂糖買入れが始まり、農民収奪が過酷になっていったわけである。

久永氏の調査によれば、奄美大島における石敢當は島全体で177基が報告されている。市町村別（市町村合併前）に見ると以下のようなになる。

笠利町——合計15基。16大字のうち7大字（宇宿1、笠利3、赤木名（里、外金久、中金久を含む）3、節田3、万屋2、用1、和野2）。

龍郷町——合計26基。15大字のうちの9大字（赤尾木3、幾里4、浦1、大勝2、嘉渡2、龍郷3、戸口4、中勝6、屋入1）。

名瀬市——合計50基。41大字のうちの21大字（有屋1、安勝町3、石橋町1、井根町4、入舟町4、春日町1、小宿1、小浜町1、小湊1、幸町3、塩浜町1、大熊1、知名瀬10、永田町2、西仲勝1、根瀬部2、鳩浜町2、真名津町1、港町3、柳町6、矢之脇町1）。

大和村——合計29基。11大字のうちの8大字（大金久4、大棚5、思勝1、国直1、津名久2、戸円4、名音11、大和浜1）。

宇検村——合計20基。13大字のうちの8大字（芦検3、生勝5、宇検2、久志2、佐念1、田検3、名柄1、屋鈍3）。

住用村——合計3基。12大字のうちのわずか2大字（市1，山間2）。

瀬戸内町——合計96基。このうち奄美大島にある石敢當は34基。22大字のうちの10大字（阿木名1，網野子2，伊須2，勝浦1，嘉鉄6，古志3，古仁屋2，篠川1，清水5，節子11）。

奄美大島における石敢當も，海岸部に立地している集落に多く，内陸部には少ないという傾向がある。また同じ海岸部に立地している集落でも，笠利町の赤木名湾と南西部海岸，龍郷町の龍郷湾に面した龍郷などの集落，名瀬港周辺の中心市街地，大和村の海岸部，宇検町の焼内湾に面した集落，瀬戸内町の伊須湾に位置する節子や皆津崎西部の嘉鉄や清水などの集落のように，港湾機能と後背地に恵まれた各地区における中心地に多数の石敢當が見られる。

喜界島の石敢當 奄美諸島の中で，石敢當の分布に関して，特異な現象が見られるのが喜界島である。喜界島は奄美大島の東約35km，鹿児島本土からは南375mにある島で，面積は約56km²，周囲約48kmの隆起珊瑚礁からなり，最高地点は224m，島の中央部には160mから200mの百之台と呼ばれる台地があるが，総体的には起伏の少ない平坦な島である。開発の歴史は古く，縄文時代の貝塚をはじめとして考古学的遺跡が多く，最近では大規模な官衙機能を有したと推定される集落遺跡も発掘されている。文久3年（1266）から慶長14年までの340年余は琉球の支配下にあったが，慶長期に他の奄美諸島と同様に鹿児島藩の直轄地となり，喜界島にも製糖技術が伝わることによって以後は，鹿児島藩の圧政にあえぐこととなった。

喜界島における石敢當について特筆すべきことは，奄美諸島の中で群を抜いて稠密に分布しているという事実である。喜界島全体で，269基もの石敢當が設置されている。喜界島の面積は約56km²であるから，約0.2km²に一つの石敢當が分布していることになり，島の世帯数は1980年ごろには3781世帯であったから14.1世帯に一つの石敢當ということになる。また喜界町には30の行政区（大字・集落では32）があるが，そのすべてに石敢當が設置されていて他の奄美諸島の島々とは根本的に異なっているのである。

単純な比較をするために，奄美諸島の各島における面積・世帯当りの石敢當分布の数値と設置されている大字をあげると，以下のようなになる⁹⁾。与論島では約2.3km²，215世帯に一つの石敢當があり，6大字のうちの2大字に設置されている。沖永良部島では，3.4km²，187.6世帯に一つ，38大字のうち10の大字にある。徳之島は，2.5km²，108.1世帯に一つ，42大字のうち17大字にある。請島では2.3km²，25.3世帯に一つ，2大字の双方にあり，与路島では0.7km²，8.9世帯に一つ，1大字しかないから，この島の場合も全ての集落に石敢當が設置されている。加計呂麻島では，1.8km²，25.0世帯に一つという一見すれば高密度ではあるが，24大字のうち8大字にしか設置されていない。奄美大島の場合は，4.0km²，165.8世帯に一つ，130大字のうち半分の65大字に設置されている。もちろんここで掲げた数値は，面積といい，世帯数といい，石敢當は全て集落部分に設置されているものであるから，島全体の面積や世帯数が

9) 島や市町村の面積については市町村が公表している数値をはじめとして各種の統計によっては異なる場合が見られる。本稿では原則として『角川日本地名大辞典 46鹿児島県』（1983年3月）に記載されている数値を用いた。また世帯数については統計年次によって大きな違いがある。本稿では，できるだけ同じ時期の大字別の数値をも参考にする必要性と，人口減少や世帯数の減少が極端になっている現状よりは，ある程度かつての状況をもとにして考察するために，同辞典に記載されている数値を用いた。したがってこれらの世帯数の数値はほぼ1980年ごろの数値であって，現在はかなり減少していることを断っておきたい。

らその密度を考えることは、論理的には不適當である。しかし、いわば表面的なこのような数値からしても、喜界島の0.2km²、14.1世帯に一つ、30(32)の行政区すべてに設置されているという事実の語る意味は大きいといわざるを得ない。

二 日本における石敢當の伝播と拡散

(1) 鹿児島経由としての喜界島の石敢當

喜界島における石敢當の極端な多さは、鹿児島から伝播してきたものが大部分を占めている結果と考えたい。奄美諸島はかつて琉球の支配下に置かれていたために、沖縄島から伝播してきた石敢當もあることは当然推定できる。ただし、与論島や沖永良部島に比較すると、徳之島以北の島々により数多くの石敢當が分布していることからしても、発信源として沖縄島特に中国文化の発信基地となった唐栄久米村を想定すれば矛盾が生じてしまう。それゆえ、その石敢當の発信基地として鹿児島藩の中心であった鹿児島を想定するほうが自然であって、そのうち喜界島には格段に強い影響があったと考えるのが適切であろう。

喜界島における石敢當の設置場所を、平面的に見ると、基本的には沖縄県内や他の奄美諸島と共通している。喜界島全域において見ると、269基のうちの181基が、石敢當設置場所として適切な丁字路の突き当たりや四差路の突き当たりや四差路の突き当りに設置されており、これらとほぼ同様のL字路の突き当たりや曲線路にあるものも54基見られる。さらに行止まりの家の前に設置されているものが3基、設置場所として本来の突き当たりという意識が敷衍的に変化している食違いのない四差路の手前や丁字路の手前にあるものは27基である。これとは反対に、設置する必要のない場所にあるものはわずか4基しかない。これらの点から見れば、喜界島の石敢當の設置場所は、おおむね沖縄県内や他の奄美諸島と同様に、総体的にはその原則を大きく逸脱していない。ところがこれはあくまでも平面的な位置から見てのことで、垂直的な位置という点では原則はずれているものも多いのである。すなわち、本来の石敢當は、地を這うように進入してくる悪気に対するものとして認識されており、沖縄県内などの古い石敢當は、地表に接して、あるいはせいぜい数十センチ程度の低い位置に設置されているのが通例である。ところが喜界島の石敢當の中には、地表近くに設置されているものもあるが、屋敷を囲む塀の上に設置されているものや、地表から1m以上も高い塀の中に埋め込まれているものも多く存在する。形状についても鹿児島において見られる将棋の駒のように先端部が三角形になっているものが見受けられるし、山川石と呼ばれる鹿児島から運ばれてきた石材のものさえ見受けられる。さらに梵字や卍などの仏教系の影響、修験道系の縦横に直交した線刻のいわゆる九字紋を刻んだ石敢當も多い。また「石敢當」の字が「石散当」のように誤って刻印されているものも沖縄県内と比べると格段に多いこともあげられる。

さらに久永氏の喜界島報告書によれば、年銘のある事例で最も古いものは、上嘉鉄にある昭和28年(1953)のものであって古いものは見られない。薩摩・大隈地方において古い石敢當があるのは、麓と呼ばれる地区で、識字階層の武家社会を中心として分布していることから考えれば、士族集团的な地区が存在しなかった喜界島においては、江戸時代に多くの石敢當が設置された可能性は低く、いろいろの規制が解かれて農家の経済的余裕がでてきた明治期後半から、設置されていったのではないかと久永氏は

推定される。氏によれば、この時期は喜界島でも茅葺の学校を瓦葺にするなどの改築工事や神社仏閣の造営がはじまり、鹿児島から棟梁・大工・石工が招かれて来島、彼らから石敢當が伝えられて造立されたのではないかとされる。そのころの浦原石と呼ばれる石灰岩の墓石や手水鉢、石燈籠なども多く残っているのである。

（2）石敢當の伝播と拡散

日本における石敢當の伝播と拡散の最も重要な流れとしては、中国華南地方から琉球へのルートを考えるべきであろうが、八重山・宮古を経由したと考えるよりは、琉球国の中心である首里や那覇に伝わってのちに琉球国内へと拡散していったと考えるのが自然である。その後、琉球国の支配下にあった奄美諸島へも広がっていったが、一方では、鹿児島藩の琉球支配の結果として、首里・那覇から鹿児島（薩摩・大隈地方）へ直接的に伝わり、さらに江戸へも鹿児島藩から伝えられ、さらに江戸を発信基地として、全国なかでも東日本や北日本に拡散していったと推定できる。このような鹿児島発信の石敢當の伝播の中の特殊な事象として、奄美諸島への伝播があり、その中でも喜界島には特に大量の流れが生じたと考えてよい。要するに、文化交流や文化交渉について議論する場合、往々にして、一方向的な伝播過程とルートのみが強調されるが、これに関しては、一方向的な流れのみで解釈すべきではなく、双方向的というよりも多方向的かつ交錯的なものとして理解すべきであろうと前稿で指摘したわけである。

とすれば、一口に石敢當と言っても、各地域においてさまざまな実態を示していることは当然であろう。沖縄の石敢當と奄美諸島の石敢當は、その形状や設置場所などの点でも相違点を多く有していることは、これまでの筆者らの調査に際してもしばしば実見してきたし、小玉氏や久永氏の報告でも議論されてきている。また、古くからの地理思想を具現化した一例でもある石敢當は、現在もなお新しい様相を生み出しつつある。古い伝統に端を発する石敢當であるとは言っても、現在もなお生き続けているのであって、なお日常的に変容を遂げつつあり、前稿でも報告したように、沖縄県内でも、石敢當製造を行っている業者は5ないし6業者存在し、1万円程度の表札型のものから、高さ50cm程度の3万円から5万円程度のもの、また30万円から40万円の高価格の大きな石敢當も製造されている。さらに最近では、観光客向けの土産品としての石敢當も沖縄県内では見かけられるようになってきた。

要するに地域と時代によって、石敢當そのものに多くの違いがあり、かつまた各地域ごとに石敢當に関する認識にも大きな相違が認められる。結論から言えば、極端な場合、つい眼と鼻の先に設置されている石敢當の存在すら認識されていないような地域もある。

そこで、本稿では、奄美大島の龍郷町を対象地域として、石敢當の実態についての検討を試みることにしたい。なお現地調査は、2009年10月5日～8日に、高橋と松井によって実施した¹⁰⁾。

10) なおこの調査と並行して実施した関西大学文学部地理学・地域環境学実習調査の結果は、『奄美大島 龍郷町の地理』として2010年3月に刊行している。あわせて参照いただければ幸いである。

三 龍郷町における集落と石敢當

龍郷町は昭和50年（1975）に町制を施行して成立した町であるが、面積は約82.07km²、人口は約6000人である。奄美大島北部に位置しており、西・南は旧名瀬市、北東部は笠利湾を隔てて、旧笠利町に接している。現在、名瀬市と笠利町は合併して奄美市になったから、龍郷町は奄美市の中に挟まっていることになる。急峻な長雲山脈と十五山系が南北に連なり、赤尾木一帯と太平洋に面する戸口から大勝を経て浦に至る中部の平野と秋名の平野が広がっており、河川は秋名川・嘉渡川が東シナ海に注ぎ、大美川が太平洋に流れている。龍郷湾は深く入り込んで天然の良港をなし、台風時の船舶の避難港となっている¹¹⁾。

地目別土地面積でみると、総面積82.07km²（8207ha）のうちの約78%（6406ha）は山林で、約10%が原野（839ha）、畑は551ha、田はわずかに170ha、宅地は140haでしかない（2006年1月1日現在の税務課の資料）。しかし2004年度の耕地面積資料によれば、総面積8207haのうち、耕地面積はわずか257haでしかなく、耕地率は3.1%である。その内訳は、田が33ha、畑が224ha（普通畑149ha、樹園地64ha、牧草地10ha）で畑地率は87.2%、農家一戸平均の農地面積もわずか75.1aでしかない¹²⁾。

かかる龍郷町の石敢當については、『龍郷町誌』¹³⁾で、久永元利氏の調査とは別に、調査結果が記載されている。町誌の発行が1988年であるから、おそらくは1980年前後の現状を記載したものであろう。町誌によれば町内に現存している石敢當は、赤尾木に2基、幾里、嘉渡、浦、龍郷、戸口、屋入に各1基の、計8基である。以前はこれらの「シマ」には他にもあったが、円、安木屋場、瀬留、下戸口には昔から存在しなかったと記される。また、現存する8基の石敢當の材質はコンクリート製3基、自然石3基、みかげ石2基であるとされる。

これに対して、久永氏の報告書¹⁴⁾の発行は1991年であり、引用文献として記載されている窪 徳忠氏の書物の発行年が1981年と1984年であることからすると、氏の現地調査はおそらく1980年代後半から1990年頃にかけてのことと推定できる。したがって町誌の調査時点よりは久永氏の調査のほうが後という可能性が高い。

久永氏の報告書では、巻頭に「1 はじめに」、「2 石敢當に就いて」に続いて、「3 第二集に就いて」という項目が設けられていて、奄美諸島における石敢當の概要が記されている。ここでは「しかし、この三年間の調査中にもいくつか新しく建立されており、石材店ではいまも時々注文があるということです。未収録の地域にも今後、新造されるものと推察されますが、古い石敢當に、より一層の魅力を感じての探訪ですので、今回はここで一応の纏めにさせていただきました。」とある。また龍郷町の調査として、「昭和60年頃重江良彦氏調査」と注記があることからすると1985年以降である。したがって久永氏の調査は、文字通り推察すると、1988年から1991年の期間中に実施されたということになる。前後

11) 龍郷町全域および各大字についての概要は、『角川日本地名大辞典 46鹿児島県』、1983年3月によった。

12) 鹿児島県龍郷町『町勢要覧 2006』、龍郷町役場

13) 龍郷町誌民俗編編さん委員会『龍郷町誌 民俗編』、鹿児島県大島郡龍郷町教育委員会、1988年11月、p.1-1073。

14) 久永元利報告書、前掲注3。

の調査期間の幅を想定しても、久永氏による調査報告は1990年頃の状況ということになり、町誌より10年近く後の状況を示していると考えてよいであろう。

なお久永氏の調査結果によると、大字ごとに後述するが、中勝、戸口、大勝、嘉渡、龍郷、幾里、赤尾木には、古くからあったそうであるが、円、安木屋場、瀬留などには昔からなかったとされている（大字については図1）。

（1）秋名・幾里の石敢當

秋名と幾里の二つのシマは、笠利湾と名瀬湾にはさまれて突き出た所に位置しており、秋名と幾里を含む七つのシマがある。秋名は、1980年代初めには150世帯、423人であったが、町勢要覧に記された2006年4月1日現在の世帯数は138世帯、人口は258人である。町の北西端で、東は

幾里・浦、西は旧名瀬市、南は旧名瀬市と大字大勝に接し、北は東シナ海に面する。大字幾里との境に秋名川が北流して海に注いでおり、長雲山系に連なる山地によって占められるが、秋名川の河口左岸に集落がある。秋名川の流域に耕地が開かれていて面積は約3600a。町の文化財に指定されている「平瀬まんかい」で知られる。また、幾里は、1980年代初めには122世帯、301人であったが、町勢要覧に記された2006年4月1日現在の世帯数は121世帯、人口は238人である。東は大字嘉渡、西は大字秋名、南は大字浦・瀬留に接し、北は東シナ海に面しており、南北に細長い地域で、ほとんどが山地である。北の海岸部に集落があり、大字秋名との境に秋名川が流れる。耕地は秋名の耕地と合わせて約3500aがあり、秋名田袋と呼ばれる。

1980年頃の秋名・幾里の石敢當 龍郷町誌によれば幾里には1基とあるが、なぜか具体的な分布についての記載はア、イ、ウの3ヶ所となっている。このうちア（図2のA）は現存しているもので、イとウは以前存在した状況が明らかであるから記載されているらしい。まず、現存している1基は、秋名コミュニティセンター正門脇のもので、建立者は山田武治氏、材質はセメント柱で、高さ50cm、幅8cm、厚さ4.5cm、昭和50年頃の設置と言われる。田袋からの丁字路の突き当たりで、「石散塔」という刻字がされている。これに対して、イは、幾里興クニエ宅前のもので、建立者は奥忠雄氏、材質は自然石で、高

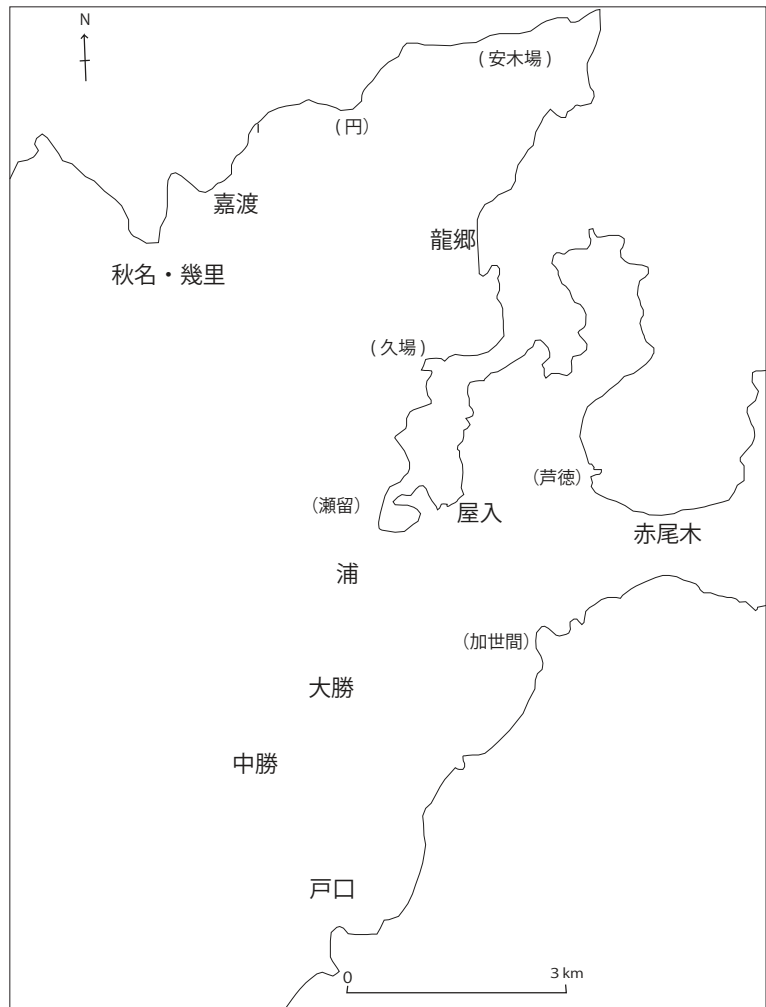


図1 龍郷町の大字



図2 秋名・幾里の石敢當



写真1 秋名・幾里の石敢當 A 写真2

さ16cm、幅18cm、ブロック塀施工後に設置されたといわれるが不詳で、丁字路の突き当たりであり、刻字はないとされる。ウは、幾里にあったもので、建立者は祝義満氏、材質は自然石で、高さ29cm、幅28cm、設置年は不詳である。三差路の突き当たりで、昔からあったがブロック塀を施工した際に、背後のブロック塀に、「石敢當」と刻字をしたとある。

1990年頃の秋名・幾里の石敢當

久永氏の調査によれば、1990年頃の秋名・幾里には、現存するものが2基、以前にはあったが現存しないものが2基と報告されている。前者のうち図2のaは町誌には記載されていないものである。久永報告書によれば、これは高さ23cm、幅12cm、長方形の形状のコンクリート製のもので、設置年は昭和58年（1983）とされている。また、図2のAは秋名コミュニティセンターの正門の門柱脇の丁字路突き当たりを設置されており、高さは34cm、幅10cm、厚さは5cm、コンクリート製で、久永報告書では昭和60年（1985）の設置とされている。

図2のbは、町誌記載のうちのイにあたり、石材や大きさについては、町誌および久永報告書ともに同様の記述がされているが、久永報告では設置年は昭和57年（1982）とされている。この点、町誌ではすでに取り払われてしまったと記されていることとの微妙な違和感があることを否定できない。久永氏の設置年の推定が誤っているのか、あるいは町誌の調査年と町誌刊行年との間のごくわずかな時間差のためなのかは判然としない。図2のcは町誌記載のうちのウで、「石敢當」の刻字があり、大きさは町誌と同じであるとされるが、設置年については大正8年（1919）とされている。

2009年10月の秋名・幾里の石敢當

2009年10月の筆者らの調査によって確認できたものは図2のAの1基のみであった（写真1・2）。町誌と久永報告書に記載されているもので、刻字も「石散塔」とある。設置場所こそは、秋名コミュニティセンター正門脇の丁字路の突き当たりであって、石敢當の設置原則に適合しているが、門柱の横にあるとはいえ、門柱横の植物の影に隠れていて、注意深く見なければその存在はわからない。現に近隣の人たちに聞いてもその存在を知らないという場合が多かった。

なお龍郷町誌と久永報告にはともに記載されておらず、筆者らによる調査によっても確認しえなかった石敢當が、秋名には存在することを、本稿執筆段階で知ることができた。実は、筆者らの調査は、町誌と久永報告を指針として実施したものであり、昔からなかったとされている円、安木屋場、瀬留などにおいては調査を実施していない。また秋名・幾里についても町誌と久永報告で扱われている範囲に限って踏査した。龍郷町を調査するとは言いながら、悉皆的な調査を実施してはいないという欠点が露呈する結果となってしまったことを反省したい。

これまでその存在が知られていなかった石敢當は、秋名・幾里の三ヶ所に分かれている集落のうちで最も西南部に位置している本来の秋名集落内に存在している。この存在を確認したのは、筆者らの調査と並行して行っていた関西大学文学部地理学・地域環境学教室の実習調査で「秋名・幾里の集落と民俗文化」班に所属して当該地区の民俗行事に関連する施設等を調査していた土井康子氏であった。彼女の教示によれば、秋名集落の「ウントノチ」近くの坂道に設置されているもので、やはり丁字路の突き当たりであり、大きさは表札よりもやや大きくて石材製で「石敢當」の刻字がある。年代的には新しいとの印象を抱いたとのことであるが、詳しくは同教室刊行の報告書『奄美大島 龍郷町の地理』（2010年）

を参照願いたい。

以上、秋名・幾里の石敢當については、最も古いものは大正年間に設置されていたものが存在していた。しかし、筆者らが確認した限りにおいては、コンクリート製のごく新しいものが1基現存するのみで、その存在は地元の人によってもほとんど認識されていない。集落内に石敢當というものがあつたという記憶が一部の住民には残されていて、集落の一種の核ともいべきコミュニティセンターの正門脇に、いわばシンボルあるいは「記憶」として設置されたと解釈することができる。

いずれにしても、秋名・幾里の石敢當のすべてが、丁字路の突き当たりに設置されていたことを強調しておきたい。またその設置位置も道路面に近接した位置にあつて、塀の上などに設置されている例は認められない。現在の住民には明確に認識されていないとはいえ、いわば石敢當の設置原則は守られていると言ってよい。

(2) 嘉渡の石敢當

嘉渡は、1980年代初めには117世帯、323人。町勢要覧に記された2006年4月1日現在の世帯数は116世帯、人口は226人である。町の北部に位置しており、東は大字円・久場、西は大字幾里、南は大字瀬留に接し、北は東シナ海に面している。西部を嘉渡川が北流し、海に注いでいるが、流域には約2100aの耕地が開け、河口部に集落が立地する。

1980年頃の嘉渡の石敢當

町誌によれば嘉渡には1基現存とある。現存している1基の建立者は前田金次郎氏で、材質は自然石、高さ45cm、幅34cm、厚さ20cmのかなり大きなもので、大正末ないし昭和初期のころのものとされる。丁字路の突き当たりで、刻字はない。建立者はシマ内でもモノシリ（物知り）と言われた人であった。道路改修工事に伴って取り払われていたが、再び他人によって建立されたとされる（図3のb）。

1990年頃の嘉渡の石敢當

町誌では1基の石敢當しか報告されていないが、久永氏の調査によれば、1基が現存し、かつ以前に存在したがなくなってしまった例が1基報告されている。現存するとされる1基は町誌に記載されているもので（図3のb）、大正15年建立、厚さは21cm、自然石（変成岩）というように微妙に異なるが、町誌とほぼ共通する注記がされている。一方、図3のaは久永報告に旧存とあつてなくなってしまったとされるもので、町誌にはその記述はされていない。これは久永氏によれば、昭和6年（1931）建立、高さ37cm、幅21cm、厚さ17cm、自然石（石灰岩）で、無字であつたとされる。

2009年10月の嘉渡の石敢當

2009年10月の筆者らの調査によって確認できたものは3基である。図3のA・B・C、写真3・4、5・6、7・8がそれぞれである。町誌と久永報告で現存しているとされているものはすでに消失しており、その後新しく設置されているものだけが存在しているという調査結果がえられた。3基のうちで最も立派なものは図中のAである。集落のほぼ中央部、集落の中軸とも思われる広場的な幅の広い道路、丁字路の突き当たりに位置しており、石敢當の「原則」にしたがって地面に接して設置されている高さ約60cmのもので「石敢當 除災 招福」の文字が彫られている。また説明のための掲示板が設置されていて、石敢當の説明が書かれている。この点、すなわち説明が付されているということからしても、石



写真3 嘉波の石敢當 A 写真4



写真5 嘉波の石敢當 B 写真6



写真7 嘉波の石敢當 C 写真8



図3 嘉渡の石敢當

敢當に関する知識は必ずしも一般的なものではないことを窺いことができる。以下、説明文を記しておきたい。

「石散当」(イシカントウ)

これは魔よけの石として、昔から伝えられているもので魔物や邪気は真つすぐに突込んでくると言われ「石」がその流れに「敢えて当たる」ことで家に流入を防ぐとされています。中国の起源=除災・招福の石で沖縄県で最も多く、九州特に鹿児島県下にはこれが残っています。石散当は、百鬼を鎮め災殃を押し守護の石であります。

この説明文はおそらく石敢當に関する知識が深く、郷土の伝統を保存したいという熱意のある篤志家が書かれたものと推定できるが、それでも「石敢當」と「石散当」との混同が見られる。このことは決

して説明文を書かれた方の知識の誤りではなく、奄美地方における「石敢當」と「石散當」の混在と解釈すべきであろう。

同じような新設例として、図中のBの石敢當がある。これには「石敢當」の刻字がある。注目すべきは、集落外の通行量の多い道路に設置されていることで、突き当たりという表現が必ずしも不可能な場所ではないが、嘉渡集落の位置と地名を表示するための標識とも言うべき場所に設置されている。龍郷町の石敢當の多くが、集落内部の丁字路の突き当たりに設置されているのに対して、この石敢當は、集落外の通行量の多い道路の三叉路突き当たりに設けられていて、集落の外からの侵入を防ぐという意味合いが強い。集落の外から内を守るという発想は、いわば当たり前のように思われるし、基本的にはそれが出発点ではなかったのかというようにも考えられるが、このBの石敢當によって、集落内部の石敢當の稠密さということを改めて考察すべきであろうとの契機としたい。

図中Cの石敢當は、他の二つのものとは異なって、単なる自然石に石敢當という文字を記した（刻字というほど明確には彫られていない）もので、屋敷内の生垣の外側・ブロック塀の内側の上部に顔を出すように設置されている。設置というよりは置かれているという表現のほうが適切で、可動性のあるものである。水平的な位置からは丁字路突き当たりであるが、垂直的な点からすれば原則とは乖離しているものである。

（3）円の石敢當

円は、1980年代初めには136世帯、395人、町勢要覧に記された2006年4月1日現在の世帯数は118世帯、人口は262人である。町の北部に位置しており、東は大字安木場と龍郷、西は大字嘉渡、南は大字久場に接し、北は東シナ海に面している。三方を山に囲まれ、中央部を川が北流して海にそそぎ、河口部に集落があって、背後の山にはソテツとバショウの自然群生林が広がっている。耕地面積は約1900a。シマという呼称が文字通り納得できるほどの孤立性を有しているが、町誌によれば石敢當はないとされ、久永報告でも、存在しないとされている。それゆえ筆者らも特に石敢當の分布調査は実施しなかった。

（4）安木場の石敢當

安木場は、1980年代初めには79世帯、278人であったが、町勢要覧に記された2006年4月1日現在の世帯数は76世帯、人口は173人と減少している。町の北東端で、西は大字円、南は大字龍郷、東は赤尾木湾、東は旧笠利湾に面する。もとは大字龍郷に所属する小字であったが、1963年に大字として独立した。安木場漁港の海岸沿いと鯨浜に集落が立地しており、長雲山系に連なる山には芭蕉と蘇鉄の自然群生地が広がっている。北東部に南島落ちしたと伝えられる平行盛の武将の今井権太夫を祀る今井神社がある。耕地面積は約360aとごく少なく、町誌によれば石敢當はないとされ、久永報告でも存在しないとされている。それゆえ筆者らも特に石敢當の分布調査は実施しなかった。

（5）龍郷の石敢當

龍郷は、1980年代初めには125世帯、344人、町勢要覧に記された2006年4月1日現在の世帯数は108世帯、人口は247人というように減少傾向にある。町の北東部に位置しており、西は大字円、南は大字久

場、北は大字安木場に接し、東は龍郷湾に面する。海岸線の中央部に集落があり、湾の北部には龍郷港、南部に龍郷漁港がある。大島紬発祥の地とされ、かつては龍郷町の政治経済の中心地でもあった。耕地面積は約2300aとされる。

1980年頃の龍郷の石敢當

町誌によれば1基が現存するとある（図4のB）。この建立者は奥富二氏。材質はみかげ石で、高さ27cm、幅12cm。昭和56年（1981）に設置されたとされる。丁字路の突き当たりであり、昔は自然石があったが、ブロック塀に変えた時に名瀬市内の石材店に「石敢當」という刻字を施した新しい石敢當の製作を依頼し、ブロック塀にはめ込んだとされている。ちなみに同店では毎年2、3基の注文があると町誌に記されている。

1990年頃の龍郷の石敢當

町誌の記載とは異なって、久永氏の調査によれば、1990年頃の龍郷には、現存するものとして2基、以前にはあったが現存しないものが1基と報告されている。前者のうち図4のAは町誌には記載されていないもので、高さ24cm、幅10cm、長方形の形状の花崗岩のもので、「石敢當」（筆者らの調査では、當ではなく当）の刻字があり、設置年は昭和58年（1983）とされている。また、図4のB（久永報告では図4のBの×印）は、高さ27cm、幅12cm、花崗岩製で、「石敢當」の刻字があり、昭和56年（1981）建立とされる。

この2基とは別に、かつては無字のものが図中のaの場所にあったと言われるが、これもまた丁字路の突き当たりに位置しており、高さは38cm、幅23cm、石灰岩の自然石のもので、大正13年（1924）に建立されたとされている。

2009年10月の龍郷の石敢當

2009年10月の筆者らの調査によって確認できたものは図4のAとBの2基であった（写真9・10、11・12）。Aは町誌に記載されていないもので、久永報告書には現存とあるから、町誌の調査以降、久永氏の調査までの間に設置されたものである可能性が高い。文字通り解釈すれば、Bは町誌、久永報告ともに現存とあって、ともに昭和56年に設置されたとある。Aは久永報告では昭和58年建立とされるから、町誌の調査は、少なくとも龍郷に限って言えば、昭和56年以降58年までの間に実施されたと推定することもできる。しかし、このことはあくまでも龍郷に限定してのことで、他の集落にも敷衍できるという保証はない。また久永報告では「石敢當」の刻字とされているが、「石敢当」の字が彫られている。

さらに筆者らの調査によれば、町誌と久永報告に現存とあるBの位置についての訂正をしておく必要がある。すなわち久永報告による位置は、海岸線から集落内部に達する西行道路が一本北に偏している。同じような道路が幾本も見られるから、おそらく調査時点で錯覚されたものであろう。いずれにしても久永氏の詳細な調査という点から見れば、ごくわずかな瑕疵でしかないが、正しくは図4のBにある。

いずれにしても龍郷の石敢當は、すべて丁字路の突き当たりで、しかも道路面に接して設置されている。ただし筆者らの調査時に話をしていただいた地元の3名の方に、石敢當について問うてみたところ、聞かれるまでこのようなものがあることを知らなかったと3名ともに答えられた。うちのお一人は名瀬出身だからとのことであったが、あとの2名の方は地元の出身で、集落内の墓地や墓石についての詳細



図4 龍郷の石敢當



写真9 龍郷の石敢當A 写真10



写真11 龍郷の石敢當 B 写真12

な説明をしてくださるなど、郷土の歴史事象にも関心の深い方であった。しかも当該の石敢當そのものが、きわめて見やすい場所に設置されているにもかかわらず認識されていないのである。かかる事実をどのように理解すればよいのであろうか。きわめて当たり前の所与のものであるゆえに、かえって見過ごされていると考えることも可能ではあるが、ごく一部のを除いては、1980年代半ば頃から現在までの20数年間に石敢當に関する認識が薄らいでしまったと解釈するのが妥当なようにも思われる。

(6) 久場の石敢當

久場は、1980年代初めには34世帯、88人であったが、町勢要覧に記された2006年4月1日現在の世帯数は39世帯、人口は66人となっている。町の北部で、西は大字嘉渡、南は大字瀬留、北は大字龍郷と円に接し、東は龍郷湾に面している。背後を山に囲まれ、中央部の集落の周辺に約1800aの耕地がある。町誌によれば石敢當はないとされ、久永報告でも、存在しないとされている。それゆえ筆者らも特に石敢當の分布調査は実施しなかった。

(7) 瀬留の石敢當

瀬留は、1980年代初めには101世帯、322人、町勢要覧に記された2006年4月1日現在の世帯数は105世帯、人口は251人である。町の中央部に位置し、西は大字嘉渡・幾里、南は大字浦、北は大字久場に接し、東は、龍郷湾に面する。昭和40年(1965)までは村役場の所在地であった。耕地面積は約3400a。町誌によれば石敢當はないとされ、久永報告でも、存在しないとされている。それゆえ筆者らも特に石敢當の分布調査は実施しなかった。

(8) 浦の石敢當

浦は、1980年代初めには167世帯、573人、町勢要覧に記された2006年4月1日現在の世帯数は290世帯、人口は498人である。町の中央部に位置しており、東は大字屋入、西は大字秋名、南は大字大勝、北は大字瀬留、幾里に接し、北東は龍郷湾に面する。国道沿線に集落があり、耕地が開けている。耕地面積は約5700a。南島落ちしたと伝えられる平行盛の曹子と浦娘との悲恋物語の地としても知られる。

1980年頃の浦の石敢當

町誌によれば、建立者が坂元五一氏のものが1基で、材質はセメント柱、高さ32cm、幅12.5cm、厚さ11cm、昭和12、3年頃の設置とされる。丁字路の突き当たりで、「石散當」（ただし久永報告では「石散當」）の刻字がある。

1990年頃の浦の石敢當

これに対して、久永氏の調査でも、町誌と同じものが確認されている（図5のa）。しかし高さ32cmと厚さ11cmは同じであるが、幅は12cmとされ、建立年も昭和12年（1937）、形状は角柱状、コンクリートというように微妙に違う表現がなされている。このことによって町誌と久永報告はともに独立して調査されたことを裏書していると思われる。



図5 浦の石敢當

2009年10月の浦の石敢當

ところが筆者らの調査によれば、町誌・久永報告ともに現存していると記載されていたものは、すでに消失してしまっていることが判明した。この場所は、現在でこそ交通量の激しい道路となっており、丁字路の突き当たりではない。しかし、地筆界線からみると、以前の状況はこのようなものではなかったと推定できる。すなわち、図のaと道路を挟んで西側に南から北へ湾曲している地筆界線がある。学校の記号の北端から北へ幅数十mの荒地もしくは空地があるが、その北側に北西から南東に続いて主要道路に合流している道がある。上記の湾曲する地筆界線が、かつての道の痕跡であったと考えれば、図のa地点もまた丁字路の突き当たりであったということになる。

したがってこのaは原則に則った比較的古い石敢當であったことになる。しかし、現在同じ場所で営業している店舗の人によれば、そのようなものが存在したとは知らなかったということである。おそらく17、18年前の工事によってなくなってしまったのではないかとのことであり、この場合も、石敢當に関する意識はごく希薄であるとの印象を受けた。

(9) 大勝の石敢當

大勝は、1980年代初めには245世帯、799人であったが、町勢要覧に記された2006年4月1日現在の世帯数は271世帯、人口は650人である。町の南部に位置していて、東は大字赤尾木、西は奄美市（旧名瀬市）、南は大字中勝と戸口、北は大字浦、北東は大字屋入、北西は大字秋名に接する。北部には長雲山系が走り、大美川が支流を集めて中央東寄りを南流し、その流域に約9500aの耕地が開けている。

1980年頃の大勝の石敢當

町誌には存在しないとある。しかし、後述するように、久永報告では、明治時代と昭和初期のものが報告されている。町誌では他の大字では以前に存在した事例も紹介されているから、この場合は厳密な意味で言えば、町誌の遺漏ということにもなる。

1990年頃の大勝の石敢當

久永氏の調査によれば、大勝に現存する石敢當は見られない。しかし、図6に示した場所二ヶ所にかつては石敢當が設置されていたと報告されている。aのものは高さ38cm、幅16cm、厚さ9cmで、形状は長方形、石灰岩で「石敢當」の刻字があったとされ、昭和6年（1931）に建立されたと記載されている。図6は現在の地図であるから、aの位置は単なる道路脇のように見えるが、久永氏の調査によれば、商店の裏路地で旧丁字路の突き当たりの生垣の内側にあったという。これに対して、bは、高さ62cm、幅34cm、厚さ26cmというかなり大きなもので、長方形、石灰岩のものであったとされる。明治38年（1905）建立と伝えられるもので、刻字は見られない。このことから「石敢當」における「石敢當」あるいはそれに類似する刻字は、本来は二次的なものであって、石にこそ霊力が籠められていると認識されていたのではないかという想定も成り立ちうるのである。その設置場所も、共同墓地の入り口の丁字路突き当たりの台地上にあり、いかにも集落の大切な場所を守護しているというイメージにふさわしいと言える。

2009年10月の大勝の石敢當

久永報告によれば、龍郷町の石敢當のなかでも、古くて重要な意味を有している可能性の高い事例で



図6 大勝の石敢當

あるから、筆者らの現地調査でも注意深く探索を試みた。しかし、残念ながら現地においてその存在を確認するには至らなかった。もし筆者らの調査が正確なものであるとするなら、これほどに伝統のある石敢當がかなり古い時期に消失しているという事実を、奄美大島、少なくとも龍郷町における石敢當に関する意識の希薄さに重ね合わせて考えることができるかもしれない。

(10) 中勝の石敢當

中勝は、1980年代初めには81世帯、242人であったが、町勢要覧に記された2006年4月1日現在の世帯数は228世帯、人口は528人というように増加している。町の南西部に位置しているが、主要道路に面していて、東・南は大字戸口、西は奄美市（旧名瀬市）、北は大字大勝に接する。西・南・北の三方を山に

囲まれ、西部の山地に発する中勝川が蛇行して東流して大字戸口を流れる大美川に合流、下流域に約3900aの耕地が広がる。

1980年頃の中勝の石敢當

町誌には存在しないとある。しかし、後述するように、久永報告では、昭和初期のものが報告されている。町誌では他では以前に存在した事例も紹介されているから、この場合も大勝と同様に、厳密な意味で言えば、町誌の遺漏ということになる。

1990年頃の中勝の石敢當

久永氏の調査によれば、1990年頃の中勝には、現存するものが4基、以前にはあったが現存しないものが2基と報告されている。後者、すなわち以前には存在したが久永氏が調査された1990年頃にはすでに消失してしまっていたものは、図7のaとdである。aは昭和12年（1937）建立と伝えられるもので、高さ38cm、幅16cm、石灰岩の長方形で、丁字路の突き当たりであった。また、dは高さ39cm、幅22cm、厚さ18cm、長方形で真石、三叉路の突き当たりを設置されていた。昭和6年（1931）建立と伝えられており、無字である。この事例は先に見た大勝の無字の石敢當と、その大きさや古さなどからしても同じようなこと、すなわち刻字の意味の希薄さを連想させる。

ついで久永報告にある現存の4基は、図7のA,Bとb,cである。このうちAとBについては筆者らの調査によっても確認することができたもので後述したい。図中のcは、高さ51cm、幅19cm、厚さ11cmのかなり大型のもので屋根状の形をしており、コンクリート製で三叉路の突き当たり位置していた。昭

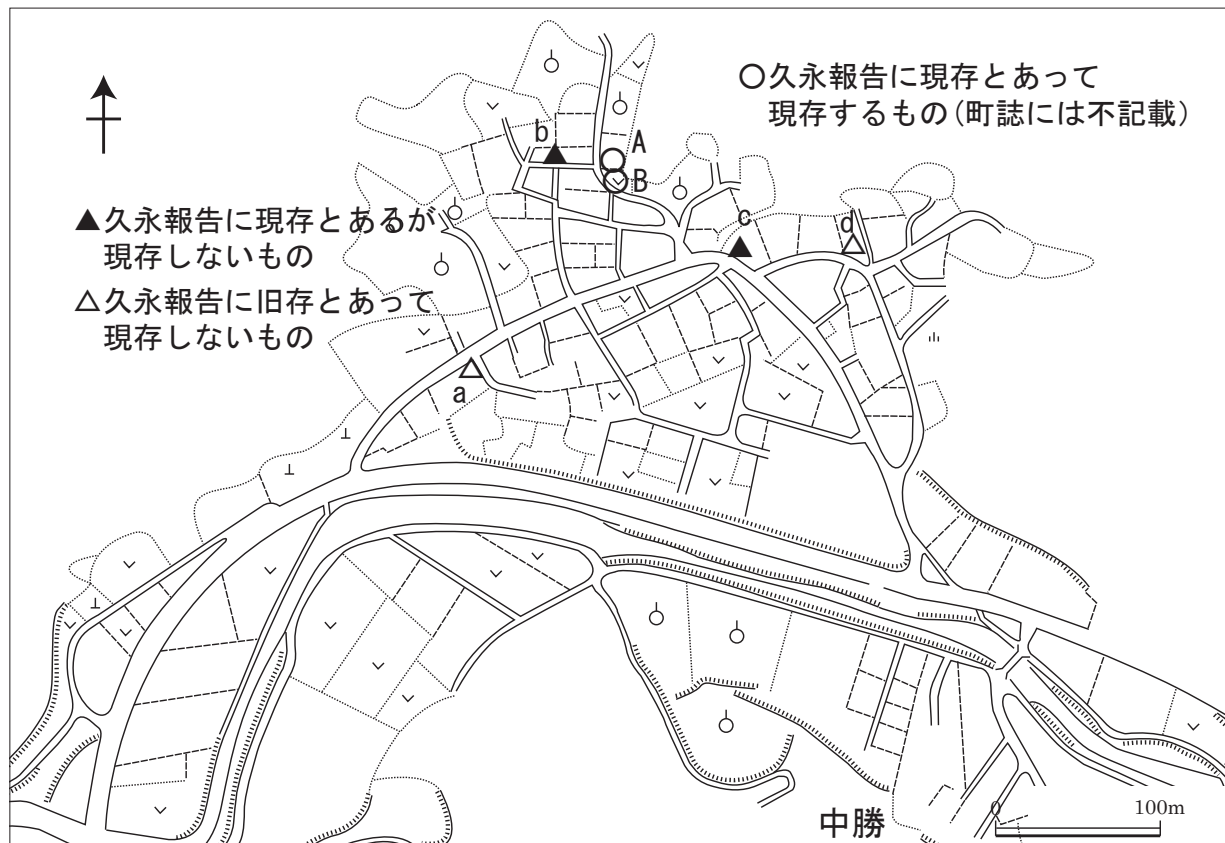


図7 中勝の石敢當



写真13 中勝の石敢當 A 写真14



写真15 中勝の石敢當 B 写真16

和10年（1935）の建立と久永報告にはある。また、bも昭和10年建立とされ、高さ45cm、幅23cm、厚さ10cm、自然石の黒真石で突き当たりの塀の側に設置されていた。これもまた無字であって、しかもかなり大型の古いものである。

2009年10月の中勝の石敢當

2009年10月の筆者らの調査によって確認できた2基は、前述のように久永報告にもあるもので、図7のAとBは、ともに高さ22cm、幅10cm、長方形で花崗岩製である。ともに丁字路の突き当たりのコンクリート塀にはめ込まれており、久永報告によると平成2年（1990）建立とされる。写真13・14、15・16でもわかるように酷似した字体の「石敢當」の文字が刻印されていて、やや石材の色調は異なるが、同じ屋敷の塀に設置されていることからしても、同じ業者によって製作されたもので、同時期に設置されたことは間違いがない。

(11) 戸口の石敢當

戸口は、1980年代初めには227世帯、719人、町勢要覧に記された2006年4月1日現在の世帯数は263世帯、人口は668人である。町の南端に位置し、北東から南西に長い地域で、南から西は奄美市（旧名瀬市）、北は大字中勝、北東は大字大勝・赤尾木に接し、北東から東は太平洋に面する。上戸口（2006年4月1日現在75世帯、198人）・中戸口（2006年4月1日現在126世帯、331人）・下戸口（2006年4月1日現在62世帯、139人）の3集落からなる。北東部を大美川が南流し、また南西部の山地から流れてくる戸口川が北東流して大美川の河口部で合流して海に注いでいる。両河川の流域に約7900aの耕地が広がり、南島落ちしたと伝えられる平行盛を祀る行盛神社がある。

1980年頃の戸口の石敢當

町誌によれば、建立者が福永猛男氏のものが1基とされる。材質は自然石で、高さ25cm、幅28cm、昭和57年（1982年）設置とされる。道路の突き当たりのほぼ中央に門柱があり、ブロック塀の手前に設置されている。刻字はない。息をするとその息が屋敷に入るのでそれを防ぐために設置したとされる。久永報告でも扱われている図8のdがそれにあたる。

1990年頃の戸口の石敢當

久永氏の調査によれば、1990年頃の戸口には、下戸口に現存するものが1基、中戸口には1基が現存し、旧存のものが2基あったとされる。

このうち下戸口に設置されている石敢當は、図8のaに示したように丁字路の突き当たりの位置にあり、高さは38cm、幅12cm、厚さ7cm、角柱状のコンクリート製で、「石散當」の刻字があり、昭和50年（1975）の建立とされている。

また中戸口には、図8のbとcが旧存のものとして記載されており、bは高さ32cm、幅13cm、長方形で石灰岩、丁字路の突き当たりであって、昭和30年（1955）建立、「石散當」の刻字があった。さらにcは、高さ48cm、幅24cm、厚さ20cmの大型のもので、石灰岩の自然石、丁字路の突き当たりに設置され、無字であって、しかも昭和13年（1938）という古いものであるから、他の集落でも見られる古くて無字のものと同様のことが考えられる。また久永報告で、中戸口に現存するものとして扱われているものが、図のdである。これは高さ25cm、幅28cm、厚さ10cm、変成岩の自然石で、袋小路の突き当たりに設置されており、無字ではあるが、昭和57年（1982）という比較的新しいものである。

2009年10月の戸口の石敢當

2009年10月の筆者らの調査によって確認できたものは図8のAの1基のみであった（写真17・18）。これは町誌と久永報告には記されていない石敢當で、下戸口の北部の丁字路突き当たりに設置されており、表札よりやや大きなもので「石敢當」の字が刻されている。先に記した中勝の平成2年建立とされる2基と石材や字体が酷似していることなどから、1990年以降に同じ業者によって製作されて購入・設置されたものと考えてよいであろう。これに対して、町誌と久永報告に記載されているものはすでに取り払われてしまったようで、現地で何人かの人に確認したが、全ての人がそのようなものが存在したという事実さえ知らないということであった。



図8 戸口の石敢當



写真17 戸口の石敢當A 写真18

(12) 芦徳の石敢當

芦徳は、1980年代初めには92世帯、307人、町勢要覧に記された2006年4月1日現在の世帯数は125世帯、人口は274人である。町の北東部に位置し、西は大字屋入、南は大字赤尾木に接し、東は赤尾木湾、北は笠利湾、北西は龍郷湾に面し、集落は海岸部に散在する。藩政時代に中国船が漂着したと伝えられる「唐船」という地名がある。耕地面積は約5700a。町誌によれば石敢當はないとされ、久永報告でも、存在しないとされている。それゆえ筆者らも特に石敢當の分布調査は実施しなかった。



図9 屋入の石敢當



写真19 屋入の石敢當 A 写真20

(13) 屋入の石敢當

屋入は、1980年代初めには18世帯、57人、町勢要覧に記された2006年4月1日現在の世帯数は19世帯、人口は37人である。町の東部で、東は大字芦徳・赤尾木、西は大字浦、南は大字大勝に接し、北から北西は龍郷湾に面する。集落は国道・海岸沿いに点在し、耕地は約1500aと狭い。

1980年頃の屋入の石敢當

町誌によれば1基の所在が記載されている。白浜鷹一氏の建立になるもので、材質はみかげ石、高さ22cm、幅10.5cm、厚さ3.5cm、昭和57年（1982）頃の設置と言われる。町道から20mほど奥まった家屋玄関の引き戸の右脇にあり、名瀬市内の石材店で製作されたものとされる。「石敢當」の刻字がある。

1990年頃の屋入の石敢當

久永氏の調査によれば、町誌と同じものが報告されている。ただし、高さ22cm、幅10cm、長方形で花崗岩と記されていて、町誌の記載とは微妙に異なる。逆に言えば、このことによって、先にも記したように、町誌と久永報告は、それぞれ独自の調査によるものであることがうかがえるのである。設置年に関してはともに昭和57年（1982）とされる。

2009年10月の屋入の石敢當

2009年10月の筆者らの調査によっても、町誌・久永報告とともに紹介されている石敢當を確認することができた（図9のA、写真19・20）。龍郷湾に面した湾東岸に沿った道路から東に入り込んだ民家の玄関脇の壁にはめ込まれており、他の集落に見られる昭和57年前後の表札よりやや大きいタイプのものと類似している。しかし中勝や戸口にあるものとは「石敢當」の字体が異なっている。

(14) 赤尾木の石敢當

赤尾木は、1980年代初めには260世帯、964人、町勢要覧に記された2006年4月1日現在の世帯数は342世帯、人口は699人である。町の東端に位置し、西は大字屋入、南西は大字大勝・戸口に接し、北西は大字芦徳、南は太平洋、北は赤尾木湾に面する。太平洋と垢尾木湾に挟まれた幅約900mの地狭をなし、耕地面積は約1万3400aと広い。

1980年頃の赤尾木の石敢當

町誌によれば赤尾木には2基が記載されている。一つは碓山富治氏の建立になるもので、セメント板、高さ26cm、幅25cm、設置年代は不詳とされる。国道と県道の交差する丁字路にあり、歩道のかさ上げによって下部が埋められ「石敢」の2字のみが判読できるとされる（図10のA）。また同じ赤尾木の丁字路にあるものは、久保秋広氏の建立になるもので、昭和57、8年頃に設置された。みかげ石で、高さ24.5cm、幅9.5cm、道路の改良後、ブロック塀に替えた際に名瀬市内の石材店で製作し、ブロック塀にはめ込んだとされる。「石敢當」の刻字がある（図10のa）。

1990年頃の赤尾木の石敢當

久永氏の報告によれば、1990年頃の赤尾木には、3基が現存するとされている。町誌に記載されている2基は久永報告でも扱われているが、微妙に表現が異なっている。すなわち碓山富治氏の建立になる図10のAについては、町誌では、「セメント板、高さ26cm、幅25cm、設置年代は不詳」とされているが、久永報告では、「凝灰岩、高さ26cm、幅22cm、厚さ7cm、大正2年建立」とされ、また町誌では、「下



図10 赤尾木の石敢當



写真21 赤尾木の石敢當 A 写真22

部が埋められ石敢の2字のみが判読できる」と記述されているのに対して、「石散」の二字までは判読できるが下の字はわからないとされる。久永報告にあって町誌には記載されていないものは、図10のbで、3基のうちの最も西の丁字路突き当たりの塀にはめ込まれており、高さ35cm、幅10cm、長方形で、昭和61年（1986）の建立、「石散當」の刻字があるとされる。

2009年10月の赤尾木の石敢當

2009年10月の筆者らの調査によって確認できたものは図10のAの1基のみであった（写真21・22）。町

誌と久永報告書にも記載されているもので、国道と県道の交差している三叉路の突き当たりに設置されており、まさに赤尾木集落を守護するという位置にふさわしいものである。ただし、町誌と久永氏の報告にある状況とは、相当に変化しているようである。もっともその場所や、一見してもわかる古さ、あえて言えば風格からすると、両報告にあるものと同一のものであることは間違いがない。しかし、筆者らの調査によれば、高さは約50cmで両報告の約2倍もあるし、幅も22～25cmとやや広い。しかも両報告では下部は埋没していて刻字が不明とされているが、現状では歩道から約20cm上に設置されていて、下端まで完全に露出している。それゆえ、1990年以降に、かつてのものが掘り出されて、あらためてブロック塀に埋め込まれたことは確実であろう。したがってセメント製ではなく、自然石で、久永氏の報告にもあるように、大正2年か否かはともかくとして、かなり古いものと推定できる。ただ刻字が「石敢當」か「石散當」のいずれであるかは判然としない。ちょうど真ん中で切断されていて、セメントで補修されているからである。筆者らの目には元の字は「敢」のようにも見えるが、補修されたセメント面に書かれた字は「散」のようにも見える。もし本来は「敢」の字であったが補修時に「散」に変えられたとすれば、奄美地方における「敢」から「散」への、いわば誤解が生じていく過程に関するヒントになるかもしれない。

さらに興味深いことは、この古い石敢當に関しても地元の人々の意識が希薄なことである。先述のように、この石敢當は赤尾木集落にとって、きわめて重要で目立つ場所に存在し続けているものである。しかも1990年以降に改めて地中から掘り出されて、手間をかけてブロック塀に埋め込まれるという工事を伴ったものである。ところが、地元に住居しておられる方たちに聞いても、その存在を知らないという回答が多くあった。龍郷町役場に勤務しておられる赤尾木居住の職員もまた、この存在については認識しておられなかったのである。

(15) 玉里・川内・手広の石敢當

玉里は、町勢要覧に記された2006年4月1日現在の世帯数は248世帯、人口は680人である。町誌によれば石敢當はないとされ、久永報告でも、存在しないとされている。それゆえ筆者らも特に石敢當の分布調査は実施しなかった。さらに、川内は町勢要覧に記された2006年4月1日現在の世帯数は49世帯、人口は109人、手広は町勢要覧に記された2006年4月1日現在の世帯数は102世帯、人口は246人であるが、ともに、町誌によれば石敢當はないとされ、久永報告でも、存在しないとされている。それゆえ筆者らも特に石敢當の分布調査は実施しなかった。

四 龍郷町の石敢當の特色——むすびにかえて——

(1) 既往研究による奄美諸島や龍郷町における石敢當に関する認識

龍郷町誌の見解 龍郷町における石敢當については『龍郷町誌 民俗編』¹⁵⁾にも具体的に記載されている。それによれば、「石敢當は、道の丁字路や三差路の突き当たりに建てられるが、近年はブロック塀に

15) 龍郷町誌、前掲注13。

はめ込まれたものも多い。丁字路や三差路の突き当たりの屋敷には、道を直進して悪霊などが入り込むうとするので、この石によって左右に散らすことで悪霊などの進入を防止するためであるという。本町内では石敢當の由来について聞くことはできなかったが、沖縄から入ってきたのではないかと話す人もいる。また名瀬市根瀬部ではこのような突き当たりの屋敷をケリヅメヤシキと称しているが、本町では定まった呼称は伝えていない。」とある。

この記載のうちで、注目すべきは、「本町内では石敢當の由来について聞くことはできなかったが、沖縄から入ってきたのではないかと話す人もいる。」という記述である。石敢當が中国から琉球に伝来してきたことは、いわば常識であると言ってよいと思われるが、『龍郷町誌』を執筆している地元の専門家でさえ、琉球発信に加えて鹿児島経由のものを推定できるというような事実を明確には認識しておられない。要するに、たとえば沖縄県内で市町村史の編纂にかかわる研究者なら、石敢當について、ことあらためて由来などに関する初歩的な説明を施すことは想定しがたい。むしろ当たり前の事象として取り扱われることが多く、わざわざ煩雑な説明を付す必要がないと判断されるであろう。もっとも県外の読者を想定しての文章ならば、詳しい説明がなされるであろうが、その場合はより断定的に述べられるはずである。この違いに、沖縄県内と奄美大島における認識の差が認められると言ってよいであろう。

久永元利氏の見解 久永氏の報告書では奄美諸島における石敢當の実態が詳しく報告されているが、同時に奄美諸島全域の石敢當の特色が語られていて、その傾向を把握する際に大いに示唆に富んでいる。以下、その概略を記しておきたい。(なお氏の文章は、です、ます調で記述され、現地の人に対する敬語を使用されているが、本稿では、である調で記すことにしたい。また地名は久永氏調査時点のものを使用する。)

名瀬市や和泊町の石材店で購入された石敢當は、「石敢當」か「石散當」の刻字がほとんどであるが、徳之島町や伊仙町の石材店では「石當散」、「散石當」などの刻字が多く、名称も「せきとうさん」、「さんせきとう」が圧倒的で、「石に当って散れという意味だから石当散が正しく、石敢當や石散當は間違いである」と説く人もいとされる。

ただし、それらは全て文字による呼び方で、古くはかなりの数があったらしい無文字の石敢當については、ほとんどの地元の人土地言葉での呼び方は知らないとされる。無字の石敢當が存在する名瀬市の知名瀬では「蹴り爪石」と呼ばれ、隣の根瀬部では「爪蹴り石」とも呼ぶ。また瀬戸内町古志では「クガー石」、節子では「アティ石」、同町の加計呂麻島の押角では「マブリ(死霊)石」などと呼ばれており、須子茂では「イビガナシ」と呼ばれる石もある。久永氏の聞き取り調査によれば、「私が聞いた極少数の聞き取りに依るものではありませんが」という前提ながら、「せきかんとう」や「せきさんとう」などを知らない人が多く、「魔避け石」、「神石」などは固有の名詞ではなく、他に呼び方を知らないのでそう呼んでいるという。石神については石敢當のほかに昔から本家の屋敷の一隅に建ててある「屋敷神(30cm程の小石)」と、ノロの祀りの斎場に建てられる神石があるが、石敢當の神石とは性格がはっきり違う。また道の突当りの屋敷には、足の爪先で蹴られて魔が入ったり、あるいは人の息が入る(人の息は呪う)のを避けるために、昔から石神(無字石敢當)を建てるそうで、刻字の石敢當は少なかったと話す古老もいたと久永氏報告では記されている。

続いて久永氏は「おそらく明治時代になって、いろんな規制が解かれ経済的ゆとりの出てきた農民が、

旧家を擬して刻字するようになり、また学校教育で識字人口が増えて一部で文字に基づいて「せきかんと」の呼称になったのではなかろうか」と推定されている。続いて、奄美地方においてはかつての屋敷の石垣がブロック塀に変えられることが多く、それに伴って道路に建ててあった石敢當のうちで特に無字の自然石石敢當が、車の通行に邪魔になるからと取り払われ、今は元の所在地さえわからなくなった地区が多いことも報告されている。最近になって新造されているところもあるが、「石敢當を見かけませんか」と尋ねると、「石敢當とは何ですか」と逆に問い返されて戸惑うこともしばしばであったという久永氏の記述は、筆者らの現地調査でも多く経験した。

窪 徳忠氏の見解 さて石敢當については、本稿でも多くを依拠している小玉正任氏と久永元利氏の研究があるが、それ以外にきわめて重要な研究として、窪 徳忠氏の一連の研究をあげなければならない。琉球に関する広範で重厚な研究を蓄積してこられた窪氏の研究においては、石敢當に関する研究はごく一部を占めているに過ぎないが、中国における歴史や琉球における実態を広い視野から論じておられること、あらためて述べるまでもないであろう。そこで、本稿では、沖縄と奄美における石敢當を比較して論じておられる研究を要約してみたい。

窪氏の『奄美のカマド信仰』の六章は「沖縄と奄美——石敢當を通してみた——」というもので、沖縄と奄美の石敢當を比較検討したものである。結論から言えば、中国から伝来した石敢當（窪氏の論文では「当」の字が使用されるが、本稿では「當」の字を使用する）が、沖縄と奄美では微妙に異なっていることが検証されている¹⁶⁾。

まず沖縄と奄美における石敢當に関する関心の相違があげられる。窪氏の研究は1980年頃の状況によるものであるが、沖縄では石敢當ブームと言ってよい状態が続いているとされる。那覇市内をはじめとして沖縄の各地で石敢當が増え続けており、「村のあちこちで見かけ」るほどになっているとされ、このような傾向の因となり、また果となっているひとつとして、石敢當の既製品販売店の新設とその社員の訪問販売があげられると記される。ところが、奄美地方では、このような傾向はまったくみられない。新造もないではないが、数えるほどしかなく、一、二の既製品が名瀬市内、龍郷町龍郷でみられたが、これも那覇からの購入品であったとされる。もっとも注文すれば名瀬市内でもつくるといえるがそのような例はみかけられなかったと窪氏は言う。奄美地方でも以前はかなり数が多かったらしいが、いまでは道路の拡張工事その他の理由によって、むしろ減少傾向にあり、いまでは全体としても100基に満たないのではないだろうかとされ、したがってその存在さえ忘れられつつあるとも言われる。奄美の人々は、一般的に言って、石敢當に無関心であると考えてさしつかえないともされ、沖永良部島和泊町国頭で、近くに石敢當があるにもかかわらず、近隣の人たちがその存在を知らなかったのは、その象徴的例証となるのではなかろうかと窪氏は言う。

この窪氏の指摘は、まさに筆者らの調査においても実感したことであった。すでに述べたように龍郷町でも、つい眼と鼻の先、本来ならば目立つ場所に設置されている石敢當の存在を知らない人が多かった。

このような違い、すなわち奄美諸島と沖縄県における違いの原因の一つとして、窪氏は、ユタ、ムヌ

16) 窪 徳忠『窪 徳忠著作集9 奄美のカマド神信仰』所収、第一書房、2000年9月、p.351-369。

チリ、シユムチ、三世相、カンキャリアなどの、いわゆるユタ的職能者の介在の度をあげられる。要するに沖縄においてはかかる職能者の勧めがずいぶんあるのに対して、奄美ではごく少ないとされる。もっとも奄美地方でも皆無というわけではなく、喜界町、名瀬市、大和村、和泊町、知名町におけるユタやヌルの勧めによって石敢當を設置した事例も紹介されてはいる。しかし、沖縄に比べると、奄美の場合は、ユタ的職能者の言に左右される傾向は、はるかに少ないとされる。

ついで、石敢當の造立位置については、丁字路、三叉路などで、特に道の突き当たりが最も多いことは、沖縄・奄美で共通している。ところが奄美地方では四辻には設置しない風があるのに対して、沖縄県地方ではそんな考えはない。

さらに石敢當の刻字について、窪氏は、次のように述べておられる。沖縄県地方の刻字は、奄美地方と同様に、石敢當（ここでも窪氏は「石敢当」と表記しておられるが、「當」と「当」の字の違いについては無視しておられるようなので、本稿では先と同じように「石敢當」と表記する）が最も多いが、上部に獅面（シーサー）下部に石敢當（浦添市伊祖）、人山二泰石敢當や山石敢當（北中城村熱田）、上部に梵字と下部に泰山石敢當（豊見城村豊見城）、上部に梵字と下部に山石敢當（北中城村熱田）、中央に石敢當・左に交通安全・右に御守護（那覇市前島町）などがあるが、奄美地方にはこのような類例は見当たらないとされる。しかし、無字の石敢當がかなり多いことや、石敢堂、石敢当（以上、沖縄県地方）、石当散、散石当、散当、敢当、石堂（以上、奄美地方）などの誤刻の多いことは両地方共通であるとされる。また奄美地方では、卍石敢當や朋石敢當などの例もあるという。

呼び方についても、沖縄県地方と奄美地方では、かなりの違いがあると窪氏は報告されている。すなわち、沖縄県地方では、沖縄、宮古、八重山を問わず、ほとんどが「イシガントウ」と呼んでいたのに対して、奄美地方では、「セキサントウ」と呼ぶところが最も多いが、それは「石散当」という刻字によるものであろうとされる。その他に、「イシガイトウ」、「イシサントウ」、「イシガンドウ」、「セキカンドウ」、「セキトーサン」、「セキカントウ」、「ケリザキ石」などがあり、「イシガントウ」と呼ぶのは、喜界町荒木・嘉鉄・小野津神宮・塩道と和泊町和泊の五ヶ所だけであったとされている。しかしこの点については、必ずしも窪氏の指摘通りではなく、奄美でも石敢當についての知識を有している人は、「イシガントウ」と呼ぶのが正しいが、奄美では「セキカントウ」と呼ぶ人が多いというように表現される場合が顕著であることを筆者らは見聞している。

いずれにしても窪氏は、このようなことに加えて、石敢當の目的や祀り方、さらに設置者や管理者などについても検討され、沖縄県地方と奄美地方ではかなりの相違点があることを強調しておられる。その上で、両地方の異同はなかなか複雑で、簡単にはまとめにくいですが、しいてその相違点を一言でいってみれば、沖縄県地方の場合、奄美地方のそれに比べて、一段と中国色が濃いということになるのではなからうかと考えられ、その原因についてはユタ的職能者の介在程度と島津藩の態度とにあったのではないかとの見解を述べておられる。

要するに、窪氏は、沖縄県地方においては、ユタ的職能者の参与や介在が、カマド神信仰や守墓神信仰などと同様に強く、かれらがそれを中国的なもの意識しているか否かは不明ながら、知らず知らずのうちに中国的な信仰や習俗が広まり、受け継がれていったのであり、石敢當もその一例であるように思われるとされる。またこれに関しては唐栄久米村の人たちの存在も忘れてはならないともされる。こ

れに対して、島津藩は、沖縄県地方に対しては中国色の維持を容認したが、直接支配下に置いた奄美地方からは中国色を払拭するように努めたのであり、石敢當の場合もそれに該当すると述べておられる。いずれにしても、今日南島など一括してよばれている沖縄県地方と奄美地方との間には、中国的信仰や習俗の面から見ると、さまざまな相違が認められるとされるのである。

この点に関して、窪 徳忠氏の見解とは別に、得能壽美氏の『八重山新聞』の寅年に関する記事を引用しておきたい¹⁷⁾。石敢當にはきわめて多くの様相があるという示唆に富む記事である。

風水では寅の方はあまり問題にならない。「北木山風水記」では近い方角では艮（うしとら＝北東）がいわれるが、いわゆる鬼門であり、家などは艮を背にして建つのがよいとされる。

興味深いのは石敢當。同書では、道路の突き当たっている家に「泰山石敢當」をたてて災いを防ぐためのもので、定型の石の上に「虎頭」を彫ってから、「泰山石敢當」を彫る。

その仕事を始めるのは、冬至ののち「六辰・六寅」の日を選ぶ。大みそかの夜に生肉三斤を供えて祀り、正月元日の寅の時（午前四時頃）にたてる。というように、寅づくしとってよい。

中国のアモイなどでは、上部に虎面を刻んだものもあったというから（『中国文化と南島』）、トラの威をかりて魔よけをするということであろうか。

しかし八重山で実際に虎頭を刻んだ石敢當を見た覚えはないので、風水師のことをよく聞いた八重山人だが、これは取り入れなかったのかもしれない。ご存じの方はお教え願いたい。

八重山の石敢當については、窪氏の論文中にも、「泰山石敢當 太公在此」と刻印され、しかも「天無理忌。地無忌」、「陰陽無理忌、不無禁忌」という文字が推定されるものも報告されている。また窪氏は、久米島具志川村のケーシと称して、邪気を防ぐ目的でおかれている石や叢と習合している事例、すなわちケーシの思想に石敢當が結びつけられている事例をあげておられる。さらに八重山のビジュルなどや、宮城島、伊計島で塀上にアジケー（シャコ貝）をのせてその下方に石敢當を造立しているものも、中国の習俗の受容過程を示唆しているのではないかと報告されている。平安座島で塀上にシーサーをのせ、下方に石敢當を造立するのも同じような意味ではないかと指摘しておられる。要するに、石敢當は、各地域・各時代によって、きわめて多様なものとして把握すべきものなのである。

このように窪氏の沖縄県と奄美の石敢當に関する研究は、その広い視野や深い学識からしても、きわめて示唆に富むものである。しかし、あえて言えば、沖縄県地方や奄美地方をそれぞれ一括して論じておられる点に、やや不満を感じざるをえない。もとよりこれはごくわずかな瑕疵でしかないが、たとえば一口に奄美地方とは言っても、先に明らかにしたように、奄美諸島の島々においては、石敢當ひとつをとってみても多くの相違点が認められるのである。特に喜界島の特殊性などは、窪氏の研究では触れられていない。

（2）龍郷町の石敢當の設置年・設置場所・刻字

以上、龍郷町において設置されている、または設置されていた石敢當について、龍郷町誌、久永報告書、および2009年10月時点での筆者らの調査結果を述べた。さらに町誌や久永元利氏、窪 徳忠氏によ

17) 得能壽美「寅年のニントー 寅の方と日選り」、『八重山毎日新聞』2010年1月1日。

る見解についても比較した。そこで、龍郷町の石敢當の全体的な傾向を列記することによって、かつては琉球であった沖縄県と奄美諸島の中での龍郷町における石敢當の特色を考えてみたい。なおここでは町誌と久永報告で報告されず、したがって筆者らも調査を怠ってしまった秋名地区の1基についても含めてまとめることにする。対象とする石敢當は、すでに消失してしまったものを含めて31基ということになる。

設置年 図2～10において、各種の凡例によって、個別の石敢當の存在時期を示したが、それによってそれぞれの石敢當の設置年を類推することができる。

まず図の凡例ごとに集約した石敢當の数を列記してみよう。

- △：久永報告に旧存とあって現存しないもの——10基
- ▼：久永報告・町誌に現存とあるが現存しないもの——4基
- ▲：久永報告に現存とあるが現存しないもの——5基
- ：久永報告・町誌に現存とあって現存するもの——4基
- ：久永報告に現存とあって現存するもの（町誌には不記載）——3基
- ：報告されていないが新設のもの——5基

以上で、総計31基ということになるが、先にも述べたように、町誌の調査は1980年頃、久永氏の調査は1990年頃と思われる。もちろん個別的に検討すれば、それぞれ前後2、3年のずれがあることは否定できない。しかし、便宜上、町誌に現存として記載されているものは1980年頃には存在していたもの、久永報告に現存として記載されているものは1990年頃には存在していたものとして、以下、整理を試みたい。

町誌には現存するものとして8基が記載されているが、他にすでに撤去された2基についても記されている。この撤去された2基については、久永報告でも旧存とあって現存しない10基に含まれている。したがって、1980年以前に消失してしまった石敢當は、10基ということになる。換言すれば、1980年以前に設置されていたものは、18基ということになる。すなわち1980年の時点ですでになくなってしまっている10基と、町誌に現存とある8基を加えた基数が18基である。

町誌で1980年頃に現存すると記載されている8基は、全て1990年頃にも存在していた。これに対して、1980年頃には存在しなかったが、久永報告では、現存するものとして16基があげられている。したがって1980年から1990年の10年間に8基が新設されたことになる（町誌に記載されている8基のうち4基は、2009年10月の時点でも存在しているが、4基はすでに消失してしまっている）。

1990年頃に存在していた16基のうち、2009年には消失しているものは、9基である。すなわち1990年頃に存在していて現在も存在しているものは、7基ということになる。これに対して、1990年以降に新設されたものは、5基である。要するに、想像していた以上に石敢當の撤去と新設は、活発に行われていることを指摘できる。

設置場所 龍郷町の31基の石敢當の設置場所は、通常の「原則」に則っているとよい。すなわち、丁字路の突き当たりの石敢當は26基であり、現状の地図からすれば丁字路の突き当たりではないが、以前の状況からすれば丁字路の突き当たりであった浦と大勝の各1基を含めれば、28基が「丁字路突き当たり」ということになる。また戸口と屋入の各1基は、袋小路の突き当たりに設置されたものであるか

ら、これもまた直進してきた悪気・邪気の侵入と滞留を防ぐものであったという点では共通している。

水平的位置からして、やや原則からはずれるものは、嘉渡のBのみである。この石敢當は道路の真ん中に設けられた区画に設置されているもので、通常の集落内のものとは異なる。ただし、これも三叉路の交差点に設置されており、やはり他の石敢當と共通していると言い得る。

垂直的位置すなわち地面からの高さという点でも、嘉渡のCを除けば、地面に接しているものがほとんどで、接していなくてもせいぜい地面から数十 cm である。したがって、地面を這ってくるという悪気・邪気に対処するという石敢當の「原則」は、守られている。

刻字 龍郷町の31基の石敢當の文字については、無字のものほかに、石敢當・石敢当・石散當・石散塔がある。

まず最も多いのは、「石敢當」の文字を彫ったもので、赤尾木のAも含めれば、合計で16基である。「石敢当」の例は1基あるが、これは昭和58年（1983）設置のものである。

次いで多いのは無字のもので、9基も見られる。その設置場所から考えても石敢當であることは確実であるが、比較的古いものが多いことに注目したい。具体的に言えば、昭和57年（1982）の2基を除けば、明治38年（1905）1基、大正13年（1924）1基、大正15年（1926）1基、昭和6年（1931）2基、昭和10年（1935）1基、昭和13年（1938）1基である。このことが示している意味は相当に大きいと考えたい。というのは沖縄県那覇市首里地区・那覇市壺屋地区・国頭郡今帰仁村などの石敢當調査においても、無字のものは石材の表面などから類推すると、かなり古いと推定できるものが多いからである。このことをもって、悪気・邪気を防ぐ目的を持つ「石敢當」にとって、「石敢當」の文字そのものは絶対的なものではなく、むしろ石に籠められた霊力こそが優先するものではなかったのかという想定も、石敢當発祥の地である中国はさておき、少なくとも当該地域に関しては成り立ちうるのではないか。

次に、「石散當」の刻字を施したものは、4基見られる。昭和12年（1937）設置と推定されているものが1基、昭和30年（1955）1基、昭和50年（1975）1基、昭和60年（1985）1基であるから、必ずしも新しいものとは限らない。それゆえ本来は「石敢當」とすべきものを「石散當」とするある種の誤解は、相当に古くから流布していたと思われる。また、幾里の「石散塔」などは、昭和60年設置のもので、「散」と「塔」の二つの「新しい誤解」と解釈できる。

（3）龍郷町の石敢當が語ること

以上、龍郷町における石敢當計31基についての特色を述べた。これによって、龍郷町の石敢當は、丁字路の突き当たりの地面にほぼ接して設置されるという、いわば石敢當の「原則」を守っていることがわかった。また石敢當とは言いながら、古いものの中には無字の例が多く含まれていること、さらに「敢」の字を「散」と誤っているものなどが多いことなども指摘することができた。

このうち、「散」については沖縄県内では少なく、したがって奄美諸島において顕著に見られる特色であることに注目したい。この「誤解」もしくは「誤字」については、与論島などでは少なく、喜界島をはじめとして奄美大島など奄美諸島北部で顕著な事実から、おそらくは沖縄から直接伝わった「誤解」、 「誤字」ではなく、鹿児島経由で奄美諸島に伝播していく過程あるいはすでに鹿児島で生じていたものではなかったかと推定できる。ということは、かつては同じ琉球に含まれていたとはいえ、奄美諸島北部

と南部では、大きな違いが見られることの一例としても理解できるのではないか。たとえば、集落形態からしても、奄美諸島の沖永良部島と徳之島の間には、いわば「境界線」があると考えられる¹⁸⁾。総合的に言えば、琉球文化の強く及んでいる沖永良部島と与論島に対して、徳之島以北の島々においては大和文化の色合いが濃く認められるという理解も可能であろう。

さらに、同じ奄美諸島北部地域に含まれるとはいっても、石敢當に関するかぎり、喜界島はより強く鹿児島の影響下にあることも強調しておきたい。石敢當の数や設置状況、また形状などからしても、奄美大島と喜界島では大きな相違が認められる。このことは単に、石敢當の表層的特色のみではなく、伝統的地理思想を表徴する石敢當に関する認識の違いとしても理解できるのである。沖縄における周知のものとしての石敢當、奄美大島における石敢當に関する希薄な認識、喜界島における過剰なまでの石敢當の稠密さなど、ごく身近な民俗的事象からも、文化交流と文化伝播・拡散、さらに文化交渉の一側面が窺えると言ってよいであろう。

18) 高橋誠一『琉球の都市と村落』、関西大学出版部、2003年9月、p.1-393。